

平成29年

島本町議会5月臨時会議 会議録

平成29年 5月17日 開議

平成29年 5月17日 散会

平成29年 5月17日 (第1号)

平成29年島本町議会5月臨時会議会議録目次

第 1 号 (5 月 1 7 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開会・開議の宣告	3
○仮議席の指定	4
○第 1 号選挙 島本町議会議長の選挙	4
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○第 2 号選挙 島本町議会副議長の選挙	6
○第 3 号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙	7
○第 1 号選任 常任委員会委員の選任について	8
○第 2 号選任 議会運営委員会委員の選任について	8
○第 1 号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦について	9
○第 2 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	9
○第 3 3 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて	1 2
○散会の宣告	1 3
※付議事件の議決結果	1 6

島本町議会 5 月臨時会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 平成 2 9 年 5 月 1 7 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	岡 本 克 己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴 山 則 文	健 康 福 祉 長	岡 本 泰 三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀
会 計 管 理 者	永 田 暢				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第1号

平成29年5月17日(水) 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 第1号選挙 島本町議会議長の選挙

議事日程第1号(その2)

平成29年5月17日(水)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 第2号選挙 島本町議会副議長の選挙

日程第4 第3号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員1人の補欠選挙

日程第5 第1号選任 常任委員会委員の選任について

日程第6 第2号選任 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 第1号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦について

日程第8 第2号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第9 第33号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(午前10時00分 開会)

議会事務局長 おはようございます。

本臨時会議は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、「地方自治法」第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長議員であります村上議員にお願い申し上げます。

村上議員、議長席にお着き願います。

(村上議員 議長席着席)

村上臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました村上でございます。

「地方自治法」第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成29年島本町議会5月臨時会議を開会いたします。

本臨時会議の開会にあたり、町長から挨拶をいただきます。

山田町長(登壇) おはようございます。平成29年島本町議会5月臨時会議の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様にはご多忙のところ、本日の臨時会議にご参集賜り、まことにありがとうございます。

さて、本日の臨時会議は、去る4月16日に執行されました島本町議会議員選挙にご当選されました皆様方の最初の議会でございます。14名の議員の皆様、まことにおめでとうでございます。改めて、心よりお祝いを申し上げます。

私も、前の選挙で住民の皆様のおたたくご信託をいただき、4月21日に町長に就任させていただきました。就任以来、町内外の各所にてご挨拶をさせていただいておりますが、住民の皆様や関係機関の方々から叱咤激励のお言葉をいただくこともあり、改めて「町長」という職責の重みを感じているところでございます。

また並行いたしまして、庁舎内の各部局から主要課題等について説明を受け、今後の事務の進め方などにつきまして協議・調整を行ってまいりました。本年度の施政方針につきましては、6月に予定されております町議会定例会議においてご審議をいただきますが、本町が抱える様々な課題にしっかりと向き合い、住民の皆様の豊かな暮らしを守りながら、一步一步、着実に、未来に向けた歩みを進めていくことが私に課せられた使命であると、決意を新たにさせていただいたところでございます。

若輩者の私ではございますが、住民の皆様のご意見をお聞きし、職員とともにしっかりと考え、そして議員の皆様方と様々な議論をさせていただきながら、本町の行政運営に責任を果たしてまいる覚悟でございますので、何とぞ皆様のご指導、ご鞭撻を賜りま

すよう、心よりお願い申し上げます。

なお、町役場では、5月1日から10月31日までエコスタイルキャンペーンを実施しております。原則として、職員は上着を着用せず、ノーネクタイで執務をしております。この議場におきましてもエコスタイルで臨ませていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、本日の会議におきましては専決処分の報告1件、議案を1件、提出させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

村上臨時議長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時05分～午前10時06分まで休憩)

村上臨時議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、第1号選挙 島本町議会議長の選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

(第1号選挙 朗読)

以上でございます。

村上臨時議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上臨時議長 「異議なし」の声がありますので、異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、川嶋議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました川嶋議員を、議長の当選人と定めることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川嶋議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました川嶋議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました川嶋議員に、挨拶のため発言を許します。

川嶋議員(登壇) ただいま皆様のご採択により、指名推選に伴いまして、私、川嶋玲子が議長の大任を拝しました。もとより力のごさいませんが、皆様とともに、この議会をしっかりと、皆様とともに考え、皆様とともに作っていく、より良い議会づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、前の4月16日の町会議員選挙におきまして、今回、議会議員構成も変わりました。またそのうえ新山田町政のもと、これからの議会運営、様々な、現在の島本町の抱えている大きな課題、これは直面していかなければならない点だと私は考えております。避けては通れない様々な課題を抱えている島本町政、これから皆様とともに一つひとつ、この島本町の将来のことを考えたときに、前進ある島本町のまちづくり、さらなるまちづくりの発展を期すため、皆様とともに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、これには皆様のご協力と、皆様との議会の信頼づくり、団結、これがとても必要となってまいります。これにおきましては、これからの2年間、私の議長を拝した期間、皆様とともに、この島本町のまちづくりをしっかりとつくってまいりたいと思っております。現在、島本町が抱えている大変な時期ではございますが、大変な時期こそ大きく変わるときと私は思っております。そのためにも、一つひとつの課題にしっかりと目を向け、また町長、そして行政、そして議会が、しっかりと連携を組み、皆様とともに考え、何のためであるか、しっかりと見据えたまちづくりを、これからしてまいりたいと私は考えております。

どうか皆様、若輩者ではございますが、皆様のご協力と、またご指導のもと、私はしっかりと頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

村上臨時議長 それでは、議長と交代をいたします。

川嶋議長、議長席にお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時12分～午前10時12分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、皆様方からご推挙いただきました議長として、会議を進め

させていただきます。

この際、若干のお時間をいただき、議事進行について打ち合わせを行いたいと思いますので、休憩を取らせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 13 分～午前 10 時 50 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより以後の議事日程については、すでにお手元に配付いたしておりますとおりに進めてまいりますので、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と、その議席の番号を職員に朗読させます。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

塚田議員 1 番、大久保議員 2 番、東田議員 3 番、平井議員 4 番、河野議員 5 番、清水議員 6 番、岡田議員 7 番、川嶋議長 8 番、戸田議員 9 番、中田議員 10 番、野村議員 11 番、伊集院議員 12 番、福嶋議員 13 番、村上議員 14 番。

以上でございます。

川嶋議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番 塚田議員及び 7 番 岡田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 3、第 2 号選挙 島本町議会副議長の選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 それでは朗読いたします。

(第 2 号選挙 朗読)

以上でございます。

川嶋議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、清水議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました清水議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました清水議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました清水議員に、挨拶のため発言を許します。

清水議員(登壇) おはようございます。当選にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方のあたたかい推選により副議長に当選させていただき、本当にありがとうございます。行き届かぬところがあると思いますが、川嶋議長の補佐役として、島本町議会の円滑な運営に精一杯頑張ってまいりたいと思います。また、理事者の皆様方、町民の皆様方のためにも、精一杯頑張ってまいります。

議員の皆様のもこれからもあたたかいご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

川嶋議長 日程第4、第3号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員1人の補欠選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

(第3号選挙朗読)

以上でございます。

川嶋議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

淀川右岸水防事務組合議会議員に、村上議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました村上議員を、淀川右岸水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村上議員が、淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました村上議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第5、第1号選任 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、塚田議員、平井議員、清水議員、戸田議員、野村議員、伊集院議員及び川嶋の以上7人を総務建設水道常任委員会委員に、大久保議員、東田議員、河野議員、岡田議員、中田議員、福嶋議員及び村上議員の以上7人を民生教育消防常任委員に、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6、第2号選任 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、塚田議員、東田議員、岡田議員、戸田議員、伊集院議員及び村上議員の、以上6人の方々を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方々を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時59分～午前10時59分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、第1号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

(第1号推薦朗読)

川嶋議長 お諮りいたします。

島本町都市計画審議会条例第2条第2項第2号の規定による議会推薦の委員として、塚田議員、東田議員、岡田議員及び伊集院議員の以上4人の方々を町長に推薦したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の方々を、議会推薦の島本町都市計画審議会委員として町長に推薦することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時01分～午前11時40分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしましたので、職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の委員長に平井議員、副委員長に伊集院議員。

民生教育消防常任委員会の委員長に村上議員、副委員長に河野議員。

続きまして、議会運営委員会の委員長に岡田議員、副委員長に東田議員。

以上のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

川嶋議長 日程第8、第2号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第2号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分

について、ご説明申し上げます。議案書の2の1ページからでございます。

本改正につきましては、第193回通常国会におきまして、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」が本年3月27日に可決成立し、同月31日に公布されたことなどに伴いまして、「地方自治法」第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、専決処分を行ったものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書の2の20ページの次に添付させていただいております第2号報告資料の「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、1ページの第16条（所得割の課税標準）についてでございます。これにつきましては、文言等を整備するため改正するものでございます。

次に、2ページの第21条の3（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）についてでございます。これにつきましては、参照先の第16条第4項の申告書に名称が付されたことから、改正するものでございます。

次に、第40条（法人の町民税の申告納付）でございます。これにつきましては、参照先の「法人税法」の改正により、法の項ずれ及び字句の整備が行われたため、改正するものでございます。内容については、変更はございません。

次に5ページ、第41条（法人の町民税に係る不足税額の納付の手續）でございます。これにつきましても、法の文言等の整備により改正するものでございます。

次に、6ページからの第57条（固定資産税の課税標準）でございます。これにつきましても、参照先の法に新たな規定、法第349条の3の4が追加されたため改正するものでございます。具体的には、震災時ごとに「地方税法」の附則に規定していた特例が、「地方税法」の本則に常設として規定されたため、参照先として追加するものでございます。

次に、7ページの下段です。第57条の2（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）でございます。これにつきましては、現行の固定資産税の特例について条例に明記することとなったことから、改正するものでございます。具体的には、法で規定されている家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産にかかる課税標準の特例措置について、条例にも明記するものでございます。

次に8ページ、第60条（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）でございます。これにつきましては、「地方税法施行規則」においてタワーマンションに関する規定が追加されたため、改正するものでございます。具体的には、タワーマンションの規定が「地方税法施行規則」第15条の3の2として追加されたことから、参照先である規定を条例に追加するものでございます。

次に、第 61 条（法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税の按分の申出）についてでございます。これにつきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合の被災住宅用地特例、具体的には被災住宅用地を従前と引き続き住宅用地として見なす期間でございますが、それを 2 年度から 4 年度に拡充されたため、固定資産税の按分の申し出期間についても、2 年度から 4 年度に改正するものでございます。

次に 10 ページ、第 70 条の 2（被災住宅用地の申告）でございます。これにつきましても、被災地市街地復興推進地域に定められた場合の特例の拡充にあわせて、被災住宅用地の申告期間についても、2 年度から 4 年度に改正するものでございます。

次に、附則第 15 条（読替規定）でございます。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました参照先の第 57 条の改正などに伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に 11 ページ、附則第 15 条の 2（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）でございます。これにつきましては、法で新設された固定資産税の課税標準の特例措置を条例にも明記するため、改正するものでございます。具体的には、条例の第 10 項については、企業主導型保育事業に供する固定資産について課税標準の特例措置を規定するものでございます。第 11 項につきましては、「都市緑地法」における市民緑地について課税標準の特例措置を規定するものでございます。

次に、附則第 15 条の 3（新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）についてでございます。これにつきましては、耐震改修等が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅の固定資産税の特例を受けるための申告の手続きを規定するものでございます。

次に 14 ページ、附則第 22 条（軽自動車税の税率の特例）でございます。これにつきましては、現行の軽自動車税のグリーン化特例を基準の重点化を行ったうえで、2 年間、延長するものでございます。

次に、15 ページでございます。附則第 23 条（軽自動車税の賦課徴収の特例）でございます。これにつきましては、平成 28 年に発覚した燃費試験不正問題を受け、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課するため改正するものでございます。

次に、16 ページでございます。附則第 26 条（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては、配当所得の取り扱いを明確化するため改正するものでございます。

次に、附則第 30 条（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては、特例の適用を 3 年間延長するものでございます。なお、内容については変更はございません。

次に 17 ページから 19 ページにかけて、附則第 35 条の 2（特例適用利子等及び特例

適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)及び附則第35条の3(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)でございます。これにつきましても、附則第26条と同様に、配当所得の取り扱いを明確化するため改正するものでございます。

次に、20ページの「島本町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」でございます。これにつきましては、平成28年12月の定例会議でご可決いただきました「島本町税条例の一部を改正する条例」について、字句の整備を行うものでございます。なお、内容については変更はございません。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第9、第33号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、「地方自治法」第117条の規定により、平井議員の退席を求めます。

(午前11時54分 平井議員退席)

川嶋議長 執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは第33号議案について、ご説明申し上げます。

第33号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

提案理由につきましては、監査委員を新たに選任するものでございます。

氏名は平井均氏で、住所は島本町青葉二丁目、生年月日は昭和32年3月12日でございます。

次のページに、議案資料といたしまして略歴を記載しております。平成5年4月30日から島本町議会議員をお務めでございます。この間、議長等を歴任されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

川嶋議長 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

第33号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 33 号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(午前 11 時 56 分 平井議員出席)

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、これをもちまして平成 29 年島本町議会 5 月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、6 月 23 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様ございました。

(午前 11 時 57 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

仮議席の指定

第 1 号選挙 島本町議会議長の選挙

議席の指定

会議録署名議員の指名

第 2 号選挙 島本町議会副議長の選挙

第 3 号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙

第 1 号選任 常任委員会委員の選任について

第 2 号選任 議会運営委員会委員の選任について

第 1 号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦について

第 2 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 3 3 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 5 月 17 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（1 番）

署名議員（7 番）

平成29年島本町議会5月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号 選 挙	島本町議会議長の選挙	5 月 1 7 日 川 嶋 玲 子 議 員 当 選
第 2 号 選 挙	島本町議会副議長の選挙	〃 清 水 貞 治 議 員 当 選
第 3 号 選 挙	淀川右岸水防事務組合議会議員1人の補欠選挙	〃 村 上 毅 議 員 当 選
第 1 号 選 任	常任委員会委員の選任について	〃 各 々 選 任
第 2 号 選 任	議会運営委員会委員の選任について	〃 6 人 選 任
第 1 号 推 薦	島本町都市計画審議会委員の推薦について	〃 4 人 推 薦
第 2 号 報 告	島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分 について	〃 報 告 を 承 る
第 3 3 号 議 案	監査委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意